

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公表番号】特表2018-525413(P2018-525413A)

【公表日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【年通号数】公開・登録公報2018-034

【出願番号】特願2018-510098(P2018-510098)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/155	(2006.01)
A 6 1 K	31/506	(2006.01)
A 6 1 K	31/403	(2006.01)
A 6 1 K	31/5377	(2006.01)
A 6 1 K	31/4709	(2006.01)
A 6 1 K	31/44	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/155	
A 6 1 K	31/506	
A 6 1 K	31/403	
A 6 1 K	31/5377	
A 6 1 K	31/4709	
A 6 1 K	31/44	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	35/00	

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月20日(2019.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のチロシンキナーゼ阻害剤及び有効量の第1のビグアニド化合物を含有する、肉腫を治療するための医薬組成物。

【請求項2】

前記第1のビグアニド化合物がメトホルミンである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記第1のチロシンキナーゼ阻害剤がイマチニブ、ダサチニブ、ニロチニブ、スニチニブ、パゾパニブ、キザルチニブ、クレノラニブ又はソラフェニブである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記第1のチロシンキナーゼ阻害剤がイミタニブである、請求項2に記載の医薬組成物。
。

【請求項5】

前記第1のチロシンキナーゼ阻害剤とは異なる第2のチロシンキナーゼ阻害剤又は前記

第1のビグアニド化合物とは異なる第2のビグアニド化合物との組み合わせで投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

シクロホスファミド、ドキソルビシン、5-フルオロウラシル、ドセタキセル、パクリタキセル、トラスツズマブ、メトトレキサート、エピルビシン、シスプラチン、カルボプラチン、ビノレルビン、カペシタбин、ゲムシタбин、ミトキサントロン、イサベピロン、エリブリン、ラパチニブ、カルムスチン、ナイトロジエンマスターード、サルファマスターード、四硝酸白金、ビンプラスチン、エトポシド、カンプトテシン、トポイソメラーゼ阻害剤及びそれらの組合せからなる群から選択される化学療法剤の投与との組み合わせで投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

肉腫がユーイング肉腫ファミリー腫瘍である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項8】

第1のチロシンキナーゼ阻害剤及び第1のビグアニド化合物を含む、被験体のユーイングファミリー腫瘍を治療するための医薬組成物であって、

前記患者がACTB、B2M、MLH1、PRKDC、XPC、APEX1、ERCC5、MMS19及びRAD23Aから選択される遺伝子を所定の遺伝子発現レベルと比較して高いレベルで発現していることが測定されている、

医薬組成物。

【請求項9】

前記第1のビグアニド化合物がメトホルミンである、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記第1のチロシンキナーゼ阻害剤がイマチニブ、ダサチニブ、ニロチニブ、スニチニブ、パゾパニブ、キザルチニブ、クレノラニブ又はソラフェニブである、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記第1のチロシンキナーゼ阻害剤がイミタニブである、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記第1のチロシンキナーゼ阻害剤とは異なる第2のチロシンキナーゼ阻害剤又は前記第1のビグアニド化合物とは異なる第2のビグアニド化合物の投与との組み合わせで投与される、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項13】

シクロホスファミド、ドキソルビシン、5-フルオロウラシル、ドセタキセル、パクリタキセル、トラスツズマブ、メトトレキサート、エピルビシン、シスプラチン、カルボプラチン、ビノレルビン、カペシタбин、ゲムシタebin、ミトキサントロン、イサベピロン、エリブリン、ラパチニブ、カルムスチン、ナイトロジエンマスターード、サルファマスターード、四硝酸白金、ビンプラスチン、エトポシド、カンプトテシン、トポイソメラーゼ阻害剤又はそれらの組合せからなる群から選択される化学療法剤の投与との組み合わせで投与される、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記遺伝子発現が定量的逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって測定される、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項15】

リポソーム、界面活性剤、ニオソーム、エソソーム、トランスフェロソーム、リン脂質、スフィンゴソーム、ナノ粒子、マイクロ粒子又はそれらの組合せを更に含む、請求項1~14のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項16】

免疫調節剤、神経活性剤、抗炎症剤、抗高脂血症剤、ホルモン、受容体作動薬、受容体

拮抗薬、抗感染症剤、タンパク質、ペプチド、抗体、抗原結合フラグメント、酵素、R N A、D N A、s i R N A、m R N A、リボザイム、ホルモン、補助因子、ステロイド、アンチセンス分子、抗高血圧剤、化学療法剤又はそれらの任意の組合せを更に含む、請求項15に記載の医薬組成物。